

令和 8 年 9 月 18 日

令和 8 年広島県議会 9 月定例会議案（その 2）

広島県

令和八年広島県議会九月定例会議案目次（その二）

県第六十三号	広島県立広島高等技術専門校及び広島県立技術短期大学の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例	一
県第六十四号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	五
県第六十五号	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	一一
県第六十六号	広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例	一八
県第六十七号	工事請負契約の締結について	二〇
県第六十八号	工事請負契約の変更について	二二
県第六十九号	工事請負契約の変更について	二四
県第七十号	工事請負契約の変更について	二六
県第七十一号	工事請負契約の変更について	二八
県第七十二号	工事請負契約の変更について	三〇
県第七十三号	工事請負契約の変更について	三二
県第七十四号	工事請負契約の変更について	三四

県第六十三号議案

広島県立広島高等技術専門校及び広島県立技術短期大学校の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のように提出する。

令和八年九月十八日

広島県知事 横 田 美 香

広島県立広島高等技術専門校及び広島県立技術短期大学校の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案

例 広島県立広島高等技術専門校及び広島県立技術短期大学校の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例の一部改正)

第一条 広島県立職業能力開発校の名称、位置等に関する条例(昭和四十四年広島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(名称及び位置) 第二条 (略)				(名称及び位置) 第二条 (略)			
名称	位置	名称	位置	名称	位置	名称	位置
広島県立呉高等技術専門校	(略)	広島県立広島高等技術専門校	広島市西区田方二丁目	広島県立呉高等技術専門校	(略)	広島県立広島高等技術専門校	広島市西区田方二丁目
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例の一部改正)

第二条 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例(平成二十四年広島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校で実施する職業訓練等を定める条例	職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例

(趣旨)
第一条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第十五条の七第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十三条第一項第三号並びに第二十八条第一項の規定に基づき、職業訓練の実施に関する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職業訓練の基準)
第五条 (略)
一・二 (略)

(趣旨)
第一条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第十五条の七第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十三条第一項第三号、第二十八条第一項並びに第三十条の二第一項の規定に基づき、職業訓練の実施に関する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職業訓練の基準)
第五条 (略)
一・二 (略)
三 専門課程(法第十五条の七第一項第二号の長期間の訓練課程をいう。) 訓練の対象者、教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間、設備、訓練生の数、職業訓練指導員及び試験
四 専門短期課程(法第十五条の七第一項第二号の短期間の訓練課程をいう。) 訓練の対象者、教科、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間及び設備

(高度職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準)
第八条 法第三十条の二第一項の条例で定める者は、法第二十八条第三項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者で、規則で定める者とする。

第八条 (略)

附 則

1・2 (略)

第九条 (略)

附 則

1・2 (略)

3 この条例の施行の際現に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)第四十三条の規定による改正前の職業能力開発促進法第三十条の二第一項の規定による職業訓練指導員である者は、第八条の条例で定める者とみなす。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当)	(職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当)

第十二条 職業訓練事業従事職員の特種勤務手当は、広島県立職業能力開発校又は広島障害者職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員が職業訓練に従事したときに支給する。

2
(略)

第十二条 職業訓練事業従事職員の特種勤務手当は、広島県立職業能力開発校、広島県立技術短期大学校又は広島障害者職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員が職業訓練に従事したときに支給する。

2
(略)

(広島県立技術短期大学校設置及び管理条例の廃止)

第四条 広島県立技術短期大学校設置及び管理条例(平成二十年広島県条例第三号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和十年四月一日から施行する。

（提案理由）

県が実施する公共職業訓練の実施方針及び体制の見直しに伴い、広島県立広島高等技術専門学校及び広島県立技術短期大学校を廃止することから、関係条例の規定を整備し、及び関係条例を廃止するため、この条例案を提出する。

県第六十四号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年九月十八日

広島県知事 横 田 美 香

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例案
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略）	市町	第二条（略）	市町
九の二（略） (1)―(78)（略） (79) 省令第四十四条の二第八項の規定による保安検査証の交付 (80)―(82)（略）	（略）	九の二（略） (1)―(78)（略） (79) 省令第四十四条の二第四項の規定による保安検査証の交付 (80)―(82)（略）	（略）
二十の二（略） (1)―(8)（略） (9) 法第九条第三項（法第九条の三第十一項（法第九条の三の第二項の規定により適用する場合を含む。）及び法第九條の三の第三項において準用する場合を含む。）の規 定による一般廃棄物処理施設 の変更（軽微な変更を含む。 ）又は廃止、休止若しくは再 開の届出の受付 (10)―(12)（略）	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（坂町及び安芸太田町については、 <u>41</u> に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。）	二十の二（略） (1)―(8)（略） (9) 法第九条第三項（法第九条の三第十一項（法第九条の三の第二項の規定により適用する場合を含む。）及び法第九條の三の第三項において準用する場合を含む。）の規 定による一般廃棄物処理施設 の変更（軽微な変更を含む。 ）又は廃止、休止若しくは再 開の届出の受付 (10)―(12)（略） (13) 法第九条第七項の規定による欠格事項に該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当した場合の届出の受付 (21)―(20)（略）	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（坂町及び安芸太田町については、 <u>42</u> に掲げる事務のうち産業廃棄物に係るものに限る。）
(20)―(13)―(19)（略） 法第九条の三第三項（法第九條			

九条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の計画の変更又は廃止の命令
 (21) 法第九条の三第四項ただし書（法第九条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の届出の内容が相当である旨の通知
 (22) 法第九条の三第八項（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合及び法第九条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出事項の変更の届出の受付
 (23) 法第九条の三第九項（法第九条の三の三第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第九条の三第三項の規定による一般廃棄物処理施設の計画の変更又は廃止の命令
 (24) 法第九条の三第九項（法第九条の三の三第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第九条の三第四項ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の届出の内容が相当である旨の通知
 (25) 法第九条の三第十項（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合及び法第九条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の改善又は使用の停止の命令
 (26) 法第十五条の十七第四項の規定による区域の指定の解除（知事が指定した区域に係るものを除く。⁽³⁴⁾から⁽³⁹⁾まで及び⁽⁴²⁾において同じ。）
 (33) 法第二十一条の二第一項の規定による事故時における届出の受付（特定処理施設のうち一般廃棄物の処理施設に係るものに限る。⁽⁴⁶⁾において同じ。）
 (45) 法第二十一条の二第一項の規定による事故時における届出の受付（特定処理施設のうち一般廃棄物の処理施設に係るものに限る。⁽⁴⁶⁾において同じ。）
 (46) 略
 (51) 略
 (50) 略
 (1) から⁽⁵⁰⁾までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で

九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の計画の変更又は廃止の命令
 (22) 法第九条の三第四項ただし書（法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の届出の内容が相当である旨の通知
 (23) 法第九条の三第八項（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合及び法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出事項の変更の届出の受付
 (24) 法第九条の三第九項（法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第九条の三第三項の規定による一般廃棄物処理施設の計画の変更又は廃止の命令
 (25) 法第九条の三第九項（法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第九条の三第四項ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の届出の内容が相当である旨の通知
 (26) 法第九条の三第十項（法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合及び法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の改善又は使用の停止の命令
 (27) 法第十五条の十七第四項の規定による区域の指定の解除（知事が指定した区域に係るものを除く。⁽³⁵⁾から⁽⁴⁰⁾まで及び⁽⁴³⁾において同じ。）
 (34) 法第二十一条の二第一項の規定による事故時における届出の受付（特定処理施設のうち一般廃棄物の処理施設に係るものに限る。⁽⁴⁷⁾において同じ。）
 (46) 略
 (35) 略
 (47) 略
 (52) 略
 (47) 略
 (51) 略
 (1) から⁽⁵¹⁾までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で

あつて別に規則で定めるもの	三十五 (略) 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(63)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。））、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二の二(20)から(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(2)、第二十号の二(13)、(14)、(18)、(20)、(23)、(25)、(39)、(42)及び(46)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。））、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十三号の五(15)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二
---------------	---

(略)

あつて別に規則で定めるもの	三十五 (略) 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(63)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。））、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(5)から(7)まで及び(14)、第十六号の二の二(20)から(22)まで、(31)、(48)から(50)まで及び(59)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(31)、(32)、(33)、(37)及び(39)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(2)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。））、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)及び(95)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の四(3)、第二十三号の五(15)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二
---------------	---

(略)

(10、(13、(23、(26、(35及び(36、第 二十四号の三(3)並びに第二十四 号の三の三(2)		(10、(13、(23、(26、(35及び(36、第 二十四号の三(3)並びに第二十四 号の三の三(2)	
--	--	--	--

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	第二条（略）	事務	市町
	十 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この号において「法」という。）、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号。以下この号において「冷凍規則」という。）、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号。以下この号において「液石規則」という。）、及び一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号。以下この号において「一般規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）から62まで、19から21まで、28、37から62まで、67、69から71まで、73及び74の事務については、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号。以下この号において「コンビ規則」という。）、第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所（以下この号において「特定製造事業所」という。）に係る事務を除く。） (1)―19（略） (20) 法第二十条第三項の規定による第一種製造者の製造のための施設の位置等の変更に係る完成検査及び同項ただし書の規定による完成検査の受検に関する届出の受付 (21)―44（略） (45) 法第三十五条第一項の規定による第一種製造者の特定施設の保安検査又は同項ただし書の規定による保安検査の受検に関する届出の受付 (46)―50（略）		

改正前	第二条（略）	事務	市町
	十 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この号において「法」という。）、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号。以下この号において「冷凍規則」という。）、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号。以下この号において「液石規則」という。）、及び一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号。以下この号において「一般規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）から64まで、19から21まで、28、37から64まで、69、71から73まで、75及び76の事務については、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号。以下この号において「コンビ規則」という。）、第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所（以下この号において「特定製造事業所」という。）に係る事務を除く。） (1)―19（略） (20) 法第二十条第三項の規定による第一種製造者の製造のための施設の位置等の変更に係る完成検査及び同項第一号の規定による完成検査の受検に関する届出の受付 (21)―44（略） (45) 法第三十五条第一項の規定による第一種製造者の特定施設の保安検査又は同項第一号の規定による保安検査の受検に関する届出の受付 (46)―50（略） (51) 法第三十九条の十一第一項の規定による完成検査の記録		

⁽⁵¹⁾ 法第三十九条の十第一項の規定による認定高度保安実施者の変更の工事又は製造の方法の変更の届出の受付 ⁽⁵²⁾ 法第三十九条の十二の規定による認定高度保安実施者に対する危害予防規程の提出の要求 ⁽⁵³⁾ ⁽⁷⁴⁾ (略)		⁽⁵²⁾ 法第三十九条の十一第二項の規定による保安検査の記録の届出の受付 ⁽⁵³⁾ 法第三十九条の二十一第一項の規定による認定高度保安実施者の変更の工事又は製造の方法の変更の届出の受付 ⁽⁵⁴⁾ 法第三十九条の二十三の規定による認定高度保安実施者に対する危害予防規程の提出の要求 ⁽⁵⁵⁾ ⁽⁷⁶⁾ (略)	
---	--	---	--

第三条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条 (略)	事務	第二条 (略)	事務
十九の二 (略) (1) (62) (略) (63) 法第百十八条の六第一項（同条第五項の規定により準用する場合を含む。）の規定による第二種市街地再開発計画に係る管理処分計画の認可（再開発会社が施行するものに限る。） (64) (102) (略)	市町	十九の二 (略) (1) (62) (略) (63) 法第百十八条の六第一項（同条第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定による第二種市街地再開発計画に係る管理処分計画の認可（再開発会社が施行するものに限る。） (64) (102) (略)	市町

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 令和八年十二月二十一日
- 二 第三条の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）附則第一条第二号に規定する政令で定める日

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を削除するなどのため、この条例案を提出する。

県第六十五号議案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年九月十八日

広島県知事 横 田 美 香

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条
例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十二条 (略)	第十二条 (略)
第十三条・第十三条の二 (略)	第十三条 削除
第十三条の三 (児童対象性暴力等の防止) 第十三条の三 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、法第四十五條第七項において準用する法第二十一條の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二條第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係	第十三条の二・第十三条の三 (略)

る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正）

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成十八年広島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（管理運営等） 第十一条（略） 一―十四（略） 十五 認定こども園の設置者が、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じること。	（管理運営等） 第十一条（略） 一―十四（略）

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼
 保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） 第九条 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童	第九条 削除

対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） 第四十三条 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 （準用） 第五十一条 第五条、第八条及び第四節（第十二条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十条、第三十一条並びに第四十三条を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 （準用） 第七十条 第十三条から第二十二条まで、第二十四条から第二十九条まで、第三十二条から第四十七条までの規定は、指定放課後等デイ	第四十三条 削除 （準用） 第五十一条 第五条、第八条及び第四節（第十二条、第二十三条第一項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十条並びに第三十一条を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 （準用） 第七十条 第十三条から第二十二条まで、第二十四条から第二十九条まで、第三十二条から第四十二条まで、第四十四条から第四十七条

サービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。第三十五条第六号」とあるのは「いう。第七十条において準用する第三十五条第六号」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第六十九條」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第六十九條第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十条の二 第八条、第九条、第十三条から第二十二條まで、第二十四条から第二十九條まで、第三十二條から第四十七條の四まで、第六十四條及び第六十九條の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第七十三條の八 第十三條から第二十二條まで、第二十四條、第二十五条、第二十六條（第六項及び第七項を除く。）、第二十六條の二、第二十七條から第二十九條まで、第三十二條から第三十四條まで、第三十六條、第三十六條の二、第三十八條の二、第三十八條の三第一項、第三十九條から第四十七條までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第三十五条」とあるのは「第七十三條の七」と、第十七條中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十三條の六」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十三條の六第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七條第四項中「第二十六條第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六條第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三條から第二十二條まで、第二十四條、第二十五条、第二十六條（第四項を除く。）、第二十六條の三、第二十七條から第二十九條まで、第三十二條から第三十四條まで、第三十六條、第三十六條の二、第三十八條の二、第三十八條の三第一項、第三十九

までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。第三十五条第六号」とあるのは「いう。第七十条において準用する第三十五条第六号」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第六十九條」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第六十九條第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十条の二 第八条、第九条、第十三條から第二十二條まで、第二十四条から第二十九條まで、第三十二條から第四十二條まで、第四十四條から第四十六條まで、第四十七條から第四十七條の四まで、第六十四條及び第六十九條の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

(準用)

第七十三條の八 第十三條から第二十二條まで、第二十四條、第二十五条、第二十六條（第六項及び第七項を除く。）、第二十六條の二、第二十七條から第二十九條まで、第三十二條から第三十四條まで、第三十六條、第三十六條の二、第三十八條の二、第三十八條の三第一項、第三十九條から第四十二條まで及び第四十四條から第四十七條までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第三十五条」とあるのは「第七十三條の七」と、第十七條中「いう。第三十五条第六号において同じ。」とあるのは「いう。と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第七十三條の六」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十三條の六第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七條第四項中「第二十六條第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六條第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第十三條から第二十二條まで、第二十四條、第二十五条、第二十六條（第四項を除く。）、第二十六條の三、第二十七條から第二十九條まで、第三十二條から第三十四條まで、第三十六條、第三十六條の二、第三十八條の二、第三十八條の三第一項、第三十九

条、第四十一条から第四十七条まで、第七十三條の六及び第七十三條の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第三十五條」とあるのは「第八十條において準用する第七十三條の七」と、第十七條中「いう。第三十五條第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第八十條において準用する第七十三條の六」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十條において準用する第七十三條の六第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十六條第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、第二十七條第四項中「第二十六條第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と読み替えるものとする。	条、第四十一条、第四十二条、第四十四条から第四十七条まで、第七十三條の六及び第七十三條の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三條第一項中「第三十五條」とあるのは「第八十條において準用する第七十三條の七」と、第十七條中「いう。第三十五條第六号において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第八十條において準用する第七十三條の六」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第八十條において準用する第七十三條の六」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十六條第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、第二十七條第四項中「第二十六條第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と読み替えるものとする。
--	---

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（児童対象性暴力等の防止） 第四十条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令	第四十条 削除

和六年法律第六十九号) 第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。) を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

（提案理由）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じることを義務付けるなど、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第六十六号議案

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和八年九月十八日

広島県知事 横 田 美 香

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に
基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する
条例の一部を改正する条例案
広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に
基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する
条例の一部を改正する条例

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和五年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（回収納付金を受け取る権利の放棄） 第三条（略） 2（略） 一六（略） 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 八十三（略）	（回収納付金を受け取る権利の放棄） 第三条（略） 2（略） 一六（略） 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十二項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 八十三（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

産業競争力強化法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。

県第六十七号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり県営基幹農道整備事業（農道保全）安芸灘三期地区蒲刈大橋上部工耐震補強二期工事の請負契約を締結することについて、県議会 の議決を求める。

令和八年九月十八日提出

広島県知事 横 田 美 香

一 工事名 県営基幹農道整備事業（農道保全）安芸灘三期地区蒲刈大橋上部工耐震補強二期工事

二 工事場所 呉市蒲刈町向

三 請負金額 一、二九三、八二〇、〇〇〇円

四 請負者 益田市神田町ロ六一五番地
株式会社 マシノ

広島市西区観音新町一丁目二〇番二四号

エム・エムブリッジ株式会社

五 工 期 議決の日の翌日から

令和十年九月二十九日まで

(提案理由)

県営基幹農道整備事業（農道保全）安芸灘三期地区蒲刈大橋上部工耐震補強二期工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第六十八号議案

工事請負契約の変更について

令和八年県第三十号議案により契約を締結することについて議決を得た県営ため池等整備事業小野池地区堤体補強工事の請負契約の工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和八年九月十八日提出

広島県知事 横 田 美 香

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
五 工	一―四 期 (略)	五 工	一―四 期 (略)
令和六年七月十五日から 令和九年三月十二日まで		令和六年七月十五日から 令和八年十一月十日まで	

（提案理由）

令和八年県第三十号議案により契約を締結することについて議決を得た県営ため池等整備事業小野池地区堤体補強工事の請負契約については、堆積土の不足が判明したことに伴う工法の検討及び工程の見直しに期間を要したことにより、工期を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

県第六十九号議案

工事請負契約の変更について

令和六年県第九十四号議案により契約を締結することについて議決を得、令和八年県第三十四号議案により請負金額及び工期を変更することについて議決を得た令和六年度農山漁村地域整備交付金林道比和・新庄線（君田・布野区間）冠山トンネル工事の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和八年九月十八日提出

広島県知事 横 田 美 香

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 請負金額	二、一八一、一六二、五〇〇 円	一・二 請負金額	二、一一六、五七四、九〇〇 円
四 (略)		四 (略)	
五 工 期	議決の日の翌日から 令和九年一月二十九日まで	五 工 期	議決の日の翌日から 令和九年一月十五日まで

（提案理由）

令和六年県第九十四号議案により契約を締結することについて議決を得、令和八年県第三十四号議案により請負金額及び工期を変更することについて議決を得た令和六年度農山漁村地域整備交付金林道比和・新庄線（君田・布野区間）冠山トンネル工事の請負契約については、現場掘削土から発生した特定有害物質の処分等に伴う設計変更や関連する工程の見直しにより、請負金額及び工期を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

県第七十号議案

工事請負契約の変更について

令和七年県第三十六号議案により契約を締結することについて議決を得、令和八年県第三十五号議案により請負金額及び工期を変更することについて議決を得た一般国道四八七号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）二工区の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和八年九月十八日提出

広島県知事 横 田 美 香

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 （略） 三 請負金額	二、八八九、五五八、一〇〇 円	一・二 （略） 三 請負金額	二、五五七、五八五、八〇〇 円
四 （略） 五 工 期	議決の日の翌日から 令和十年一月三十一日まで	四 （略） 五 工 期	議決の日の翌日から 令和九年十月二十九日まで

（提案理由）

令和七年県第三十六号議案により契約を締結することについて議決を得、令和八年県第三十五号議案により請負金額及び工期を変更することについて議決を得た一般国道四八七号道路災害防除工事（早瀬大橋上部工補修・耐震補強）二工区の請負契約については、腐食の進行に伴う斜材の当て板補修等の追加により、請負金額及び工期を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

県第七十一号議案

工事請負契約の変更について

令和七年県第六十二号議案により契約を締結することについて議決を得た主要地方道呉平谷線道路改良工事（R六―四工区PC上部工）の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和八年九月十八日提出

広島県知事 横 田 美 香

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 （略） 三 請負金額 四 （略） 五 工 期	円 一、六九二、三九八、四〇〇	一・二 （略） 三 請負金額 四 （略） 五 工 期	円 一、六三六、八〇〇、〇〇〇
議決の日の翌日から 令和十年一月二十八日まで		議決の日の翌日から 令和九年三月二十九日まで	

（提案理由）

令和七年県第六十二号議案により契約を締結することについて議決を得た主要地方道呉平谷線道路改良工事（R六―四工区P C上部工）の請負契約については、労務単価の変動に伴う設計変更や関連する工事に遅延が生じた影響により、請負金額及び工期を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

県第七十二号議案

工事請負契約の変更について

令和七年県第九十四号議案により契約を締結することについて議決を得た主要地方道呉平谷線道路改良工事（Ｒ七―一工区鋼橋上部工）の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和八年九月十八日提出

広島県知事 横 田 美 香

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 請負金額 (略)	九四三、一〇一、五〇〇円	一・二 請負金額 (略)	九〇七、三九〇、〇〇〇円
四 (略)		四 (略)	
五 工 期	議決の日の翌日から 令和十年八月三十一日まで	五 工 期	議決の日の翌日から 令和九年十月二十九日まで

（提案理由）

令和七年県第九十四号議案により契約を締結することについて議決を得た主要地方道呉平谷線道路改良工事（R七―一工区鋼橋上部工）の請負契約については、労務単価等の変動に伴う設計変更や関連する工事に遅延が生じた影響により、請負金額及び工期を変更する必要があるため、県議会の議決を求める。

県第七十三号議案

工事請負契約の変更について

令和六年県第六十九号議案により契約を締結することについて議決を得た旧広島陸軍被服支廠一号棟ほか二棟安全対策工事の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和八年九月十八日提出

広島県知事 横 田 美 香

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 請負金額	円 二、三五五、〇二〇、八〇〇	一・二 請負金額	円 二、三〇七、八〇〇、〇〇〇
四 (略)		四 (略)	
五 工 期	議決の日の翌日から 令和九年三月三十一日まで	五 工 期	議決の日の翌日から 令和九年二月十七日まで

(提案理由)

令和六年県第六十九号議案により契約を締結することについて議決を得た旧広島陸軍被服支廠一号棟ほか二棟安全対策工事の請負契約については、屋根面の状態不良が判明したことに伴う屋根下地材の変更等により、請負金額及び工期を変更する必要があるため、県議会の議決を求める。

県第七十四号議案

工事請負契約の変更について

令和七年県第三十七号議案により契約を締結することについて議決を得、令和七年県第七十九号議案により請負金額及び工期を変更することについて議決を得た県宮鯉港住宅一期新築その他工事の請負契約の請負金額及び工期を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和八年九月十八日提出

広島県知事 横 田 美 香

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

変 更 後		変 更 前	
一・二 請負金額	円 一、五三〇、一八八、〇〇〇	一・二 請負金額	円 一、五二〇、三二一、一〇〇
四 (略)		三 (略)	
五 工 期	議決の日の翌日から 令和九年一月二十二日まで	四 (略)	
		五 工 期	議決の日の翌日から 令和八年十二月七日まで

（提案理由）

令和七年県第三十七号議案により契約を締結することについて議決を得、令和七年県第七十九号議案により請負金額及び工期を変更することについて議決を得た県営鯉港住宅一期新築その他工事の請負契約については、労務単価等の変動や材料の出荷制限による代替材料への変更等により、請負金額及び工期を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。